

平成26年2月定例会 経済委員会（付託）

平成26年2月28日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

森田委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第80号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第87号 平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 農業共済組合の合併について

吉田農林水産部長

2月定例会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件につきましては、平成25年度補正予算案であります。

その概要につきましては、お手元の委員会説明資料（その3）によりまして御説明を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございますが、今回の補正予算総額は、補正額欄最下段の計の欄に記載のとおり25億4,468万4,000円の減額をお願いするものでありまして、補正後の予算総額は、361億7,744万4,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりであります。

2ページを御覧ください。

特別会計であります。補正予算総額は、補正額欄最下段の合計欄に記載のとおり2億1,076万8,000円の減額をお願いいたしております。補正後の予算総額につきましては1億9,979万7,000円となっております。

3ページを御覧ください。

課別主要事項であります。

事業の内訳につきましては、摘要欄に記載しておりますが、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

農林水産政策課の一般会計であります。2段目の農業金融対策費及び5段目の水産業総務費につきましては、農業近代化資金をはじめとする各制度資金利子補給額の実績の確定によりまして減額をお願いするものでございまして、農林水産政策課合計といたしましては最下段の補正額欄に記載のとおり1,058万4,000円の減額となっております。

4ページを御覧ください。

特別会計でございますが、1段目から3段目までの農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金及び沿岸漁業改善資金貸付金につきましては、融資実績に合わせた貸付枠の縮小などに伴いまして減額をお願いいたしております。農林水産政策課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり1億8,288万8,000円の減額となっております。

5ページでございます。

もうかるブランド推進課であります。1段目の農作物対策費につきましては、摘要欄①の水田農業経営対策費におきまして国庫補助事業費の確定による減額をお願いするものなどでございまして、もうかるブランド推進課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり6,036万7,000円の減額となっております。

6ページでございます。

畜産課であります。4段目の家畜保健衛生費につきましては、非常勤嘱託獣医の報酬や臨時職員の賃金に係る増額をお願いするものでありまして、畜産課合計といたしまして、最下段の補正額欄に記載のとおり522万円の増額となっております。

7ページを御覧ください。

水産課であります。7段目の漁港建設費につきましては、国庫補助事業費の確定などによる減額、8段目の漁港施設災害復旧費につきましては、大規模な災害が発生しなかったことによりまして減額をお願いするものであります。水産課合計といたしまして、最下段の補正額欄に記載のとおり2億8,742万7,000円の減額となっております。

8ページであります。

農林水産技術統括本部でございますが、9ページ1段目の園芸振興費につきましては、摘要欄②の野菜経営安定対策費におきまして価格差補給金の交付実績の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり3,618万3,000円の減額をお願いするものであります。5段目の農地調整費でございます。摘要欄②の国庫返納金であります。平成21年度の事業仕分けによりまして、県の農業開発公社が保有しております強化基金のうち国庫補助金相当額を平成25年度末までに国へ返還することとなっております。この度1億4,500万円の増額をお願いするものでございます。

以上、農林水産技術統括本部合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり2,421万3,000円の減額となっております。

10ページであります。

農村振興課でございます。5段目の農地調整費につきましては、摘要欄①の地籍調査費

におきまして、国の補正予算に対応し、補正額欄に記載のとおり4億788万円の増額をお願いいたしております。農村振興課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり3億4,569万1,000円の増額をお願いしております。

11ページであります。

農業基盤課であります。3段目の土地改良費につきましては、国庫補助事業費の額の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり4億1,898万4,000円の減額をお願いしております。

4段目の農地防災事業費につきましては、摘要欄①の災害関連緊急地すべり防止事業費におきまして、大規模な災害が発生しなかったため、災害に関連する事業費を要しなかったことなどによる減額など、補正額欄に記載のとおり5億9,966万7,000円の減額をお願いしております。

12ページを御覧ください。

2段目の農地及び農業用施設災害復旧費及び3段目の耕地海岸施設災害復旧費につきましては、大規模な災害が発生しなかったことによりまして減額をお願いいたしております。

以上、農業基盤課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり19億3,887万9,000円の減額となっております。

13ページであります。

林業戦略課の一般会計であります。1段目の林業総務費につきましては、摘要欄⑧の森林整備加速化・林業飛躍事業費におきまして、さきの11月補正で10億円の基金の積み増しをお認めいただいたところでございますが、先般内示されました本県への配分額が13億5,800万円となっておりますことから、差額でございます3億5,800万円と、その関連する事業に要する経費といたしまして、合わせて8億5,878万9,000円の増額をお願いしております。また摘要欄⑨の国庫返納金につきましては、御承知のように復興予算にかかる国からの返還要請に基づきまして6億9,535万8,000円の増額をお願いいたしております。4段目の造林費につきましては、摘要欄①の森林環境保全整備事業費におきまして国庫補助事業費の確定によりまして、補正額欄に記載のとおり4億3,419万2,000円の減額をお願いいたしております。

以上、林業戦略課合計といたしまして、最下段の補正額欄に記載のとおり9億5,855万1,000円の増額となっております。

14ページを御覧ください。

林業戦略課の特別会計であります。県有林県行造林事業に係る事業費の確定などによりまして2,788万円の減額をお願いいたしております。

15ページでございます。

森林整備課でございますが、3段目の林道費につきましては、国庫補助事業費の確定などによる減額を、また4段目の治山費から7段目の治山施設災害復旧費につきましては、大規模な災害が発生しなかったことなどによりまして減額をお願いいたしております。

以上、森林整備課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり15億3,267万6,000円の減額となっております。

16ページを御覧ください。

繰越明許費であります。11月補正及び2月補正の先議分におきまして、既に御承認いただきました事業以外を追加分といたしまして、16ページから18ページに記載をいたしております。

追加分といたしましては、畜産課ほか5課の26事業につきまして、18ページの翌年度繰越予定額欄最下段合計に記載のとおり61億8,315万9,000円をお願いいたしております。

19ページを御覧ください。

11月補正でご承認いただきました事業のうち変更を要する事業を変更分として、19ページから20ページにかけまして記載をいたしております。

変更分といたしましては、水産課ほか3課の15の事業につきまして、20ページの翌年度繰越予定額の補正後欄の最下段合計に記載のとおり62億6,293万2,000円をお願いいたしております。

繰越しをお願いする事業につきましては、計画に要する諸条件などから、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなっております。今後、事業進捗に最大限努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

21ページでございます。

債務負担行為の追加であります。農業基盤課の国営吉野川下流域総合農地防災事業及び国営那賀川総合農地防災事業でございます。土地改良法の規定に基づきます国営土地改良事業負担金の償還におきまして、平成24年度事業の実施に係る負担金につきまして、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

提出案件の説明は、以上でございます。

この際、1点御報告させていただきます。

資料はついてございませんが、農業共済組合の合併についてであります。

農業共済組合は、台風や地震等の自然災害によります被災農家の救済を目的とした国の公的保険制度であります農業共済制度を実施運営する団体であります。

被災農家の経営安定を図り、農業生産力の向上に資するため、農業共済制度の機能は安定的かつ的確な発揮が求められておりまして、農業共済組合の業務の効率化によりまして、組織体制強化を図ることが組合員でございます農家の負担軽減にも資するものであります。

このため、平成22年11月には、国から1県1組合化への移行に向けた基本方針が示されました。

これを受けまして、本県におきましては、平成26年度までに県内の3つの組合と農業共済組合連合会、これを1つの組合にすることを目標として推進をいたしてまいりました。

これまで、合併推進協議会等におきまして協議を重ね、平成25年10月には、関係組合の総代会におきまして平成26年4月1日に県下1組合となる合併が承認をされまして、この度、去る2月25日でございますが、県に対しまして合併認可申請書の提出がなされたところであります。

今後は、平成26年4月1日に新たに設立される農業共済組合が、本県における農業経営のセーフティーネットとして、その役割が十分に発揮できる組織となりますよう、引き続

き育成，指導してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど，どうかよろしくお願ひいたします。

森田委員長

以上で，説明等は終わりましたので，これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

有持委員

ただいまのこの説明資料で，農林水産技術統括本部の補正額なんですけど，今ちょっと計算してみたら給与を1億円余って減らしとんです。ということは，統合によってその人材を相当の数減らしたというか，ほかに回したのかどうかは分かりませんが，これについて御説明をお願いしたいと思います。8ページです。

井上農林水産政策課長

農林水産総合技術支援センターの給与費の額の改定につきましては，組織改編に伴う人件費の減額といたしまして，206人を198人という形で8人分の減額の補正となっております。

有持委員

8人減らしたということなんですけど，単純に計算してみたら約1億円余るんですか。8人で割ったら1,000万円余るぐらいで，それはちょっとおかしいんじゃないですか。

井上農林水産政策課長

人件費の減額につきましては，3,961万4,000円となっております。

森田委員長

小休します。（10時51分）

森田委員長

再開します。（10時52分）

井上農林水産政策課長

失礼しました。

今，答弁させていただきましては農業総務費の分だけで，全体といたしましては267名になっておりまして，平成25年度の283名から16名の減となっております。結論から言いますと，16人の減少でございます。283人から267人の減，16人の減少でございます。

（「それで金額は」と言う者あり）

吉田農林水産部長

平均で、割りますと713万9,000円。

有持委員

今、平均で700万円余りということで御答弁いただいたんですけど、700万っていうたら9級以上の多分給料を取られよる方だと思います。それが16人も。これは私、減したことが悪いっていう意味ではないんですけど、要するにこれだけ農業の厳しい中で16人も切るということは非常に決断が要ることだと思います。

そこで、どういう方を、というのは事務員を減らしたのか、研究員を減らしたのか、そこから分かるんだったら御答弁をお願いします。

吉田農林水産部長

行政職一般が4名の減少、そのうち管理職が1名で、その他が3名。

それから、研究職一般が1名、技能一般が11名でございます。

合わせまして16名となっております。

有持委員

行政職が4名ですね。そのうち1名が管理職ですね。

農業の技術職が11人かわったということは、他の試験場とか農業技術センターとかに回られたのかどうか。

吉田農林水産部長

16名は退職も含めまして、事務転になったり部外に行ったりというような形になってございます。

有持委員

人数が減ったのは、16人間違いなしに減つとんだらうとは思いますが、農業の技術者が11人も現実に減つとるということになったら、その対応というか、その人たちをほかへ回したのかどうかということをお聞きしたい。

井上農林水産政策課長

分散しておりました研究所が一緒になりまして圃場面積等が減ったというんで、大きく減ったのは技能一般という部門で、11名が事務転なり退職なり部外に出たとか、そういうような異動でございます。

有持委員

今の御答弁では、11名の方は統合によって退職したり、技術的に退職になったっていう

わけですね。ということは、補充もないし、ほかに回ったっていう人もおらんのですか。

井上農林水産政策課長

研究職とかにつきましては、異動等によりまして1名の減となっておりますが、多くは先ほど申しました技能職とか、あと行政一般としまして、いろいろ総務部門なんかも合理化されたという形で、行政一般職としまして4名です。

有持委員

統合したらそんなに行政職ばかりようけおったってしょうがないので、それは十分分かるんです。

しかしながら、後で質問しますけれども、今はTPPの問題もあるし、農業は非常に危機感といいますか非常に厳しい時期が来とるんです。県の農業部門に関する体制というのは、統合して良くならなあかんの、良くなるように頑張っているのは十分分かっているんですけども、そういうふうには人員を減らしていけるのかどうか。そういうことについてお答えをお願いします。

安芸農林水産技術統括本部長

ただいま有持委員のほうから、当センターに対する職員設置数の関係と技術開発、将来にわたる研究開発についての御質問を頂戴しております。

先ほど、井上課長並びに吉田部長からも答弁がありまして、全体数で16という形の減となっておりますが、実は私どものセンターの関係、県庁の中にあります経営推進課、それからちょっと分かりにくいんですが、水産、畜産研究課、農業大学校、それと各地域にあります地域支援センターが県下に7カ所あります。これらを含めてセンター全体の総数というふうになっております。

そういったことから、全体数として16減という形で先ほど部長のほうから御答弁させていただいたところをございまして、そのうち研究関係部署、旧の農業研究所とか果樹研究所とか畜産、水産、林業も含めた研究機関だけで申しますと、研究員の数が1人減という形で、管理職を中心にちょっと減らしていただいたという中で、研究部門については大幅に減ったという形ではございません。

また、地域の支援センターの減等については、農業土木関係の職員が昨年まで地域のそれぞれの支援センターに1名ずつ配置されていたと。これは公共事業の関係で今まで農業土木と普及との連携の中で地域振興をやってきたわけですけど、農業土木の事業費が非常に大幅に増えたという中で、農業土木の部署へ帰られて7減という形となっております。

それから、県庁の中でもブランド課と経営推進課の内部異動、ここらもございまして、総数として大幅な異動があったようになっておりますけど、研究員自体は1減ということで、主に管理職が減になったという御理解を頂戴できたらと思っております。

そういった中で、今後即戦力の人材については確保しつつ、研究開発を進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

有持委員

今のように説明していただいたら納得はできるんですけども、ただ単に減らしたっていうんでは納得がいかないところもありましたので、今のでよく分かりました。

次に、新規就農者についてちょっとお伺いしたいんですけど、昨年1人頭150万円の支援をするということで、新規就農者の事業が国のほうで始まりました。

150名余りの就農者の方があったとは聞いておりますけれども、その方々について、今どのような状況になっておるのか、まず御説明をお願いしたいと思います。

宮本経営推進課長

ただいま青年就農給付金の受給者の現状についての御質問をいただきました。

当事業は、45歳未満の若手の営農意欲の喚起、それから就農後の安定というようなことを目的といたしまして、お話のとおり年間150万円を給付するという制度でございます。この制度につきましては平成24年度から事業が始まっておりますが、これまで継続的に受けております107名の方に、今年度新たに67名の応募がございまして、現在174名の方が給付を受けられ、営農を開始されております。

現在の状況でございますが、昨年度給付を受けられた方のうち3名の方が、ほかの仕事に従事もするというので兼業という形になりまして、この給付を受けられない状況になっております。これ以外の方は、現在も自らの経営を樹立しようと懸命に農業に頑張っているという状況でございます。

有持委員

ただいまお伺いしたら、174名の方が就農されて、そのうち3名の方が兼業と、言うたら150万円だけでは生活できないので兼業農家でやるということで、このことについてはそれも納得できます。

171名の方の今の経営状態が1年ではとてもその内容は分からないのは十分分かります。しかしながら、1年経過している人もたくさんおいでますので、もう今、税務の時期ですから恐らく経営収支についての報告が、まだ上がってきとらんのかもしれませんが、その171人の経営収支、それと内容について、今の把握しておる状況で結構ですので、どういう状況か御説明をお願いいたします。

宮本経営推進課長

現在給付を受けられておる方の経営の状況という御質問でございますが、委員お話しのとおりまだ1年目というようなことで、経営の状況を詳しく把握はできておりません。

ただ、現場を回っております支援センターの職員等からの話を聞きますと、なかなか厳しいようではあります。150万円をプラスして何とか経営を継続できているというような状況が続いていると聞いております。

また、今後1年経過いたしますので、そういったことも整理いたしまして、指導に役立

てていきたいと考えております。

有持委員

恐らく各地区の指導員の方がついてやっていただいているのは私もよく分かっておりますし、経営内容についても、今の農業自体が非常に厳しいというのは私も重々分かっておりますので、ほんまに150万円がなかったら、かなり今の農業、若い人たちがきついというのは十分分かっております。

そこで、その中において、土地の拡張とか機械の確保とかそういうことを望まれる方もかなりおいでるのではないかと思うんですけど、機械の補助金制度とか農地の対策について希望しておるのが、この171人の中にどれぐらいおいでるのか、分かったらお願いしたいと思います。

宮本経営推進課長

ただいまお話しの方の経営のための投資と申しますか資本の整備についてでございますが、それぞれの経営の有様によりまして変わっておりまして、大体始められる場合に一連の機械をそろえられて始めるパターンと、リースを活用して始められるところとございます。現在のところ、国の150万円の中で整備をするという方がほとんどでございまして、新たに投資が要するというようなことを聞いておる事例はございません。

有持委員

今のところは、まだ1年しかたっておりませんので、恐らく経営に携わった方もそこまで経営内容がいつてないのは十分分かります。

せっかく農業を目指していただける若い人を逃して、だんだんもうやっぱりやめるわというんで離農していかれる方が増えるというのでは、せっかく国も県もお金を出してしておることですし、今後十分配慮といいますか、支援をしていただくことをお願いするわけです。

今年も恐らく新規の方が何人かはおいでると思いますけれども、支援センターとして今後、この新規就農者についてどのように対応していかれるのか御所見をお伺いします。

安芸農林水産技術統括本部長

ただいま有持委員のほうから、青年就農給付金の受給者について、今後のセンターとしての対応についての御質問を頂戴しております。

農業を将来にわたって育てていくためには、その中心となる担い手の存在というのが最も重要な部分であると考えております。このため、先ほどから御質問を頂戴しております青年就農給付金、国の制度、これを有効に活用させていただいて、まずは新規就農された方の経営の安定を図るという視点からお知らせをして募集させていただいているところでございまして、昨年に引き続き今年も増加した中で、174名の方が現在受給を予定されているところでございます。

このため、この方々も含めて新たな担い手という皆様方におかれましては、特に、例えば新品種でありますとか新技術、これらが農業を始めるに当たっての次のステップの大きな武器になろうかというふうに思っておりますので、そのあたりは石井のセンターにおきまして積極的に技術開発を行い、また個々の174名の方に対しては、悩みであるとか御相談、これらについては地域の支援センターが最重点の方々として捉え、対応に当たらせていただいているところでございます。加えて、地域の青年・指導農業士の皆さんにも御協力いただいて、これも県の支援策、チューター制度っていうのを設けた中で、地域における県の職員に相談しにくい部分も含めて、それぞれ個別の御相談に乗っていただいているところでございます。

また併せて、先ほどからお話がございました農業機械、施設の投資、設備に当たりましては、今後そういった御要望があればというふうに思っております。それにつきましては、県単独の事業でございます融資制度を積極的に御紹介する中で、経営の確立に向けた取組をしっかりと応援してまいりたいと思っております。

そういった中で、将来を担う若い方々が夢を持って農業に取り組まれるように、しっかりと応援してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

有持委員

すばらしい御答弁をいただいたわけでございますけれども、まだ1年ということで、農業を目指された方も、本当にまだこれからどうなるのかなという不安を抱えて今農業をしておると思います。

そこで、国のほうも、集約農業ということで土地についてもいろんな補助制度をやっていくし、本当にやる気のある人を伸ばしていこうという政策に変わってきておりますので、もしもTPPに加入しても生き残れる農業者を育成するために、県も皆さんの総知を結集してやっていただきますようお願いしておきたいと思っております。

次にちょっと教えていただきたいんですけど、国が飼料米制度に取り組むということなんですけども、徳島県としてこの飼料米について、たちまちどのように対応するのか、まずそれをお伺いしたいと思っております。

丸谷もうかるブランド推進課長

飼料米の推進についてでございます。

この度、国の制度の見直しによりまして飼料米の交付金が、今年までは収量が幾ら上がっても1反当たり8万円ということでしたが、来年度につきましては、しっかり作る人を応援するという意味で、標準的な反収の人は8万円、それより多くとれば10万5,000円まで反収が上がるごとに交付金が増えるというような優遇措置が取られております。

こうしたことを受けまして、本県におきましては、飼料米をしっかりと作っていくことを応援するという意味で、多収性品種の導入でありますとか、あるいは従来品種であっても多くとれる技術を現場にいかにか普及させていくかというのが課題であると考えておりま

す。そういったことで新しい新規事業で、現場の普及を図る実証展示圃の設置でありますとか、技術者によるチームでありますとか、そういったものを作りまして、速やかに普及拡大を図っていきたいと考えております。

有持委員

飼料米を作ったら国から8万円をいただけるということでございますけれども、現実には、この飼料米というのは特殊な米でございますして、米自体はかなり原種に近いものでございます。それをどんどん間に交雑するというのを懸念されとる方もいるんです。

というのは、飼料米をするのであれば、できるだけ地域を固めて、それと恐らく飼料米については、それを収穫してわらと米と恐らく両方しよると思うんですけど、そのわらとか米の畜産農家への流通、畜産農家との申合わせというのは、今どようになさっとるのかお伺いします。

丸谷もうかるブランド推進課長

まず現場の混種といいますか混合の問題でございます。

これにつきましては、やはり多収性品種、専用品種を導入されて、その近隣の方から心配の声が上がるというようなことが懸念されております。

そこで、これは指導の範囲になるとは思いますが、例えば登熟期が違い、花が咲く時期が違う品種で、それを時期的にずらすことが大事だと考えております。そういった時期をずらしていただくというようなこと、あるいはなるべく団地化して、しかも少し主食用の品種と離して導入するようなことを、現場において指導はしていきたいと考えています。こういったことで、農家の方々の理解を得ながら進めていきたいと考えております。

それと、畜産農家との連携の話でございます。

これにつきましては、やはり飼料米の流通体制の整備が急務であると考えております。

そこで、まずは県西部をモデルといたしまして、県西部の畜産農家とそれから営農サービスあるいはJAが入った研究会を昨年立ち上げたところでございます。こういった中で、畜産農家といかに連携していったらいいか、いかにコストを下げた流通させていくかというようなことをモデル的に検証して、それを県下に普及させてまいりたいと考えております。

有持委員

国から8万円もいただけるというのは非常にありがたいことだと思います。といいますのも、お米は今6,000円くらいしか農家の販売価格は上がっておりません。それよりまだ悪い金額にもなっておりますので、6,000円で15俵とったって9万円しかないんです。ですから本当に8万円もいただけて市場で売れるのであれば、恐らく入ってくる人もかなりおると思うんですけど、地域的なこともあると思うんです。

というのは、酪農家も肉牛農家もない所で作って、たちまち機械を持って取りに来いって、それも難しいだろうと思いますので、そういうことも配慮して、これから慎重

に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、終わります。

西沢委員

関連で、ちょっともう一度お聞きします。

私も非常に気になっていたんですけど、だんだん技術職が減ってきて、一般の事務のほうに移ってきているような感じがして仕方ないんですけど、この数年間、5年、10年の間で、当然県の職員は数を減らしてきていますよね。その比率はどんななかなど。

要するに県全体の中の人数で何ぼ減らして、全体の割合と技術職が減った割合と余り変わらないのか。それとも技術職のほうが大分少なくなっているのか。ちょっと教えてください。農林漁業に限ってでいいです。

井上農林水産政策課長

人員等の増減の状況でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどまた御報告させていただきたいと思っております。

西沢委員

どうも技術職が軽んじられているんじゃないかなという気がして仕方ないんです。だから、それが問題なんです。一般職よりも技術職のほうの方が大事かという意味ではないんですけど。

でもこれからの時代っていうのは、先ほど言いましたように競争が激化する時代なんです。競争が激化するということは、やっぱり技術を頑張らないかんということなんじゃないかなと思うんです。だから今、例えば県のほうが技術職のほうを減らしてしようかという気概が大きいのであれば、それはやっぱり是正してもらわないかんという思いで、今、質問させていただいたんです。

後からまた数字的なもの、パーセンテージ的なものを教えてほしいと思うんですけど、そんなことがないように、まず部長さんの思いを聞かせてください。

吉田農林水産部長

計画的な人員削減を行う中で、事務、技術、バランスを見ながら、やはり戦力の低下にならないように十分そこら辺も配慮しながら、人員管理の適正化に向け、人事当局ともども鋭意進めてまいりたいと、このように考えております。

西沢委員

本当ですよ。今の時代の流れの中で、これから多分技術職のほうの方が大切な時代が来るんじゃないか、力を発揮しないといかん時代が来るんじゃないかと思っております。

次に続けます。

去年の9月に、私は藍のことを言いました。要するに、今まで見過ごされているような藍の効能、そういうようなものをどうするんだと、このままでいいのかと。徳島県は世界

の藍の県じゃないか、地域じゃないかということで、やはり徳島県が藍をもっともっと、特に技術的に頑張って販路も拡大する、生産力も上げると。みんながそれでもうかっていくことをお願いして、すぐにプロジェクトチームを立ち上げるということで、非常に私もすごいなあと、二十数年間質問をやってきて一番やなあとというふうに思ったわけです。

それが今どうなっているのかを、まず教えてください。

宮本経営推進課長

藍の研究プロジェクトチームについての御質問をいただきました。

藍の新たな用途、また商品開発を進めるということで、昨年10月31日に栽培の技術者、加工、効能等に詳しい方、県の研究機関をメンバーといたしますプロジェクトチームを発足させております。プロジェクトチームでは、藍の用途に関する幅広い情報を得ようと既に藍の活用の幅を広げているということで、県下で活躍されている11社の方に御意見を伺うというような作業を進めてきております。

その中で、自社へ藍を供給している農家への栽培指導をもっとやってほしいでありますとか、より短期間で染料成分が取り出せます沈殿藍、これについての技術開発を進めてほしいというような御要望がございました。

そういった要望を受け、年が明けまして1月15日に、そういった事業者の皆さん、あと現場で推進をしておりますJA、この辺との意見交換を実施しております。

この中では、プロジェクトチームの研究メンバーが、これまで藍の研究についてやってきたことを皆さんにもう一度お知らせするという意味で、保持している藍の品種の特性がございまして、藍の養液栽培、これは土を使わずに養液で育てる栽培方法ですが、こういった研究をしておりますこと。それから機械で収穫をいたしまして省力化を進めていくと、こういった研究につきまして御報告をさせていただきました。

その後、食用とする場合の藍の栽培方法について課題がございまして、あと生産者と実需者がうまく藍の原料について供給できる仕組みが必要ですねと、こういった課題を整理させていただきました。また、参加した皆さんから、葉っぱや藍の種、こういった物について、どの部分をどういうふうに活用していったらいいのかというような情報交換をやらせていただいております。その中で、事業者のほうから要望がありました藍の栽培指導につきましては、1月31日に吉野川で第1回目を開催させていただいております。

こういったことで、早速支援活動を開始しているところでございます。

西沢委員

すぐにそういう会を立ち上げてやっていただいているということで、聞いてみますと、情報交換だけではなくて、みんなが協力し合ってやっていけるんじゃないかなと。例えば、西のほうで藍の栽培がなかなか少ないという中で、南のほうからは栽培したやつを応援しようとか、藍をやっているみんなが協力体制を取っていっている、情報交換やっている、そのあたりは非常にすばらしいなと思うんです。

問題は、これをどういうふうにつなげていくかですけども、医療関係の会社は今のプ

プロジェクトチームの話では聞こえてこなかったような気がするんですけど、どうなんですか。入っているの。

宮本経営推進課長

お話しのとおり、藍の新たな用途，商品開発につきましては，そういった企業の声が非常に大事だなと思っておりますが，藍を食用といいますか，体の中に入れるというようなことになりますので，今の藍の栽培は，そういうことを想定されたものではございません。そういった中で，藍を清浄化するといいますか，農薬等を使用せずにといったことを進めていくことから始めております。

今後，この開発を進めるに当たり，そういった製薬会社等も含めまして，御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

西沢委員

1つの物を，薬なんかでも作り上げるのは非常に時間がかかると思うんですけど，だから段取りもあるでしょうけども，やっぱり並行することも必要でしょう。

だから，体の中に入ったら，できるだけ有機を無機にするとか，そんなものは当然必要なんだろうけども，いろんな効能があって，やはりほかの植物とは大分感覚が違うっていうのは，皆さん方も理解していると思うんです。だからといって，製薬会社，企業そのものが，それに対してどれだけ応援してくれるかというのは分かりませんが，県のほうが，一生懸命これに対して頑張っていくんだという姿勢の中で製薬会社にそれをお願いしていったら，余り無視できずに，やはり頑張るところは頑張ろうじゃないかということも言ってくれるんじゃないかなという気がするんです。

いいですか。世界の中の徳島の藍ですよ。ジャパンプルーって言いますが，そういう色合いだけでなく，効能も多分すごいものをいっぱい持っている。でも今までは経験値で，十何倍か私もこの前言いましたけれども，経験値で出てきたことはありますけれども，あくまで経験値です。じゃなくて，これだけ特異な物だろうという中では，やはりもっとちゃんといろんなものを研究してほしいなど。

そのために徳島は，藍の研究とか栽培とか加工とか，世界の筆頭なんだという気持ちの中で，みんなにそういうことをお願いしてほしいなあと思います。国のほうにも，徳島はそれで頑張るんだからという中で，お金のほうも応援してもらえるような体制，研究なんかでも栽培とか加工とかそんなのにも補助をやってもらえるような，そういうことをお願いもしていくとか。

全力で，徳島県だけでお金を出してやれって言っても無理です。そんなん分かっています。でも，もっとやり方もいろいろあるんじゃないかなと思います。そこらあたりをもっと頑張してほしいなあと思うんですけども。

宮本経営推進課長

委員お話しのとおり，藍の新たな用途，また商品開発におきましては，高度な技術であ

りますとか専門知識，それから長期の研究時間がかかると理解をしております。より効率的で効果的な研究をするためには，国の資金を活用いたしまして研究を進めるということが必要でないかと思っております。

しかしながら，国の資金と言いますのは，基礎的な研究を対象としたものが非常に多うございます。そういった中で，本県の藍の研究のような現場での研究には非常に使い勝手が悪いといった部分がございます。県ではこれまでもこの国の姿勢というものが，県の方向性に必ずしも合致していないという状況がございますので，国の公募型の事業につきまして，都道府県の研究機関に対する予算枠といいますか，優先枠を設けてほしいというような形で提言をさせていただいているところでもございます。

こういった状況がございますので，今後，本県の宝となっております藍の研究について，国の機関との共同で研究ができますように推進してまいりたいと考えておりますので，よろしく願いいたします。

西沢委員

ちょっと私と感覚が違うんです。現場での研究というだけでないんです。幅広い研究，例えば今の基礎的な研究も含めて，基礎をやったら，それからいろんなものがばあっと出てくる可能性もあるし，だから現場だけの研究だけではないと思うんです。やはり当然ながら，国との共同でということもやると。補助が来やすいというものもありますから，それはそれでいいと思います。でも，もっと幅広い目を見た中で，藍というものを総合的に捉えて，いろんな角度で頑張ってもらいたいと思います。

こういう一方通行で1つの方向だけで見るとはなくて，その中で絞り込んでいくのが大切です。1カ所から見て広げていくのではなくて，全体を見た中で絞り込んでいくっていうやり方もあるんじゃないかなと。

そのためには，現場だけではなくて，そういう研究体制，当然ながら基本的なことも。基本的なことをやるんだったら，国からの補助が当然なかったらしくいというのはあるでしょう。だから日本の，世界の徳島，藍を頑張るんだという姿勢を国のほうに見せて，そのために特例として何かやってもらおうとか，やはりまず県の姿勢，頑張る姿勢っていうのが見えたら，いろんな応援をしてくれると思います。そういう意味で頑張ってもらいたいと思います。終わります。

長尾委員

部長のほうから冒頭に予算の説明がありました。この繰越明許費，これが一般会計26事業で約62億円，それから変更で一般会計15事業で約63億円。両方合わせたら120億円という，大変大きなこの120億円近いお金が平成25年度に使われずして翌26年度に繰り越されるということでもあります。

昨日，経済委員会の商工労働部で地域商品券の話が議論されまして，あれは33億円です。33億円のお金を徳島県内にまいて，この4月から消費税が引き上げされることによる景気，経済の腰折れを防ぐという意味で，33億円の地域商品券。

これに比べれば、120億円という金は33億の4倍近い額でありまして、この4倍近い120億円というのが繰り越しされる。一般県民の皆さんがここで聞いておればこれは大変な金額なんです。しかもこの説明が、これずうっと書いてあるんだけど、繰越理由は全部同じ。「計画に関する諸条件による」この1行がずうっと書かれてあるんだけど、「この計画に関する諸条件による」は、もう一歩きめ細かな説明が欲しいと思うわけです。

一つ一つの事業を聞いていくと時間がもうないので、この全体の120億近いお金が繰り越しされる諸条件、全体に共通する理由、県民の皆さんに、120億円を翌年度に繰り越すことになりましたが、その理由はこれですということを丁寧に説明してください。

井上農林水産政策課長

今回繰越明許費として120億円余りの予算をお願いしております。その主な理由といたしましては、近年国の経済対策による大型補正に呼応した形で、公共事業などの予算が繰り越したことにより、繰越額が増加傾向にあります。

特に平成25年度は、消費税率引き上げをはじめとする様々な課題に対応して、迅速かつ切れ目なく対策を講じることが可能となるような15カ月プラスアルファ予算として、国の好循環実現のための経済対策に呼応して増額補正を行ったこともあり、繰越しの予定額が増加いたしております。

長尾委員

それだけではよく分からないので、要は具体的に何が理由かと、もう少し説明してください。

この事業が進まない理由は資材の問題なのか。人の問題なのか。要は、さっきも話にあったけど、僕が平成3年に当選した時は、土木は1,000億、農林は800億くらいだったと思うけど、今は土木は半分以下、農林も300億とか400億くらいになっている。それでも職員はいて、農林は多いからだんだん減らすとか、配置転換とかいろいろやって工夫はされておるわけだけれども、そういう中で、これだけの予算が付いているのに、それを消化できない理由、今の説明だけでいいのかなという気がするんです。もう少し具体的に言ってください。

井上農林水産政策課長

個々の事業ごとに繰越しの理由等につきましてはそれぞれ違いますが、例えば地元の調整や、用地取得の遅延などにより繰越しが必要になったとかがございます。

大きなところで言いますと、林業戦略課の森林整備加速化・林業飛躍事業につきましては、平成25年度に集中的に事業実施を計画しておりましたが、民間事業者の資金計画や施設の整備計画や発注等に不測の期間を要しまして、繰越しを約46億円予定しております。また、森林整備課の森林基盤整備事業費につきましては、工事用の資材の進入路が降雨によりまして資材搬入に支障を来たしたため、不測の日数を要したというような理由で、約17億円の繰越しをお願いしております。

今後につきましては、引き続き速やかに発注や執行ができるような形で事業の効果が早期に発現されますよう努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

長尾委員

繰り返し言うけど、地域商品券は33億円、これは120億円です。この金が早く新年度に県民の皆さんのところに下りて、景気経済の対策になるように、その遅れた理由、諸条件、これをどうやって克服するのかということが、皆さん方の仕事、戦いであるわけでありませう。これを新年度に繰り越すのであれば、地域商品券は4月から8月までの間でやろうということだけど、是非この繰り越した120億を26年度早期に処理できるように、消化できるように、ひとつ知恵を出して取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それから、知事は所信で、「農林水産業については高付加価値化や差別化による6次産業化の推進が不可欠」という表現をされて、加えて、「国が成長戦略に掲げる6次産業化を総合的に展開するため、健康や福祉、観光分野との連携による商品・サービスの創出に加え、高校教育の段階から6次産業化を支える人材の育成を進めるとともに、とくしまブランドの発信力を強化し、首都圏を始め大都市圏での販路開拓に取り組んでまいります」と、こういう徳島ならではの知恵と工夫ということを言われています。

そういう中で、この人材の育成という観点で見ると、県内の高校は、昔農業高校っていうのがあったけれど、今は全部なくなって、徳農は城西高校に変わり、三好農林は三好高校に変わり、名前が全部普通高校に変わって、農業に対する人材の育成というのが何となく低下したイメージを受けるわけでありませう。

そういう中で、県立農業大学校があるんだけど、今回この農業の総合技術支援センターの中に組み込まれるようになっていっている。それで今、徳島大学の中に農工商連携センターというものを作って、そこには県の工業技術センターや、そちらの農業の総合技術支援センターからも職員が出向するという形で、いろんな教育、研究をやっておる。先ほど、技術が大事だという御指摘もあったけど、IPS細胞やSTAP細胞の例に見られるように、研究ということも大変大事でございます。

そういう中で徳島県は、四国で見ると大学に農学部がないのは徳島県だけと。香川は香川大学に農学部がある。愛媛大学も農学部がある。高知大学にも農学部がある。徳島県だけが農学部がないんです。そのかわり県立農業大学校というのがある。しかしそこは2年という時間であって、本格的な技術を学び、かつ研究し、日本や世界に発信するようなレベルではないのではないかという気がいたします。新しく「もうかる農林水産業」でできたセンターも、これはもう県職員ばかりです。

本当に県内外から優秀な人材が集まって、そこで国内外に発信するような研究、技術開発をするには、徳島大学に農工商連携センターというのがあるのでいいけれども、これだけにとどまらずして、大阪の本場市場は日本一大きい市場で、そこで取り扱われる農産物は北海道か徳島が1位を争うというぐらい、徳島は関西の食料供給基地というぐらい、大事な位置を占めている中、農学部がないというのは誠に寂しい話であって、私は徳島大学の

農工商連携センターをもう一段改組をして、例えば県立農業大学校を徳島大学農工商連携学部といったような、よりレベルアップした組織に変えられないかと思うわけでございます。

その根拠は、ここに徳島経済っていう雑誌がありますけれども、この中に徳島県の教育委員長をしていた西池さんが、「徳島の植物工場を考える」「～ゲノム編集技術を軸に徳島をアグリノベーションのメッカに～」と、こういうタイトルで論文を書かれておまして、徳島大学の農工商連携センターを視察をして、かつ石井町のセンターの視察をして、この植物工場の見学をされている。どちらかという、植物工場は経産省、太陽光を使うのは農林省ということで、これも困ったもんだと。総合的に取り組んでもらいたいというようなことも書いてあるんですが、いずれにしてもこのゲノム編集技術、完璧な植物工場っていうのは、台風も天気も関係なく安定的に生産もできるということですからいいことだと思うんですけども、こういったことを進めるために、西池さんがどういうことを言ってるかという、提言を3つされております。

1つは、農工商連携を主体とする大学学部の設立。その際、徳島が世界全体をリードする幾つかの領域を具備することを特徴とする。残念ながら現状では、徳島県内の大学に農学部はない。農業を徳島の産業の基本として、更に新たなアグリノベーションを促進する基地としての大学は必須であると、このように提言しています。

県も国に対して、①6次産業化の人材育成システムの構築、②6次産業化ネットワーク活動交付金制度の拡充、③6次産業化のための研究開発支援制度の創設とかを国に提言はしているわけなんです。その中でこの方は、県が提言しているこの①の具体化として、大学はもとより国立高等専門学校において、農工商連携学部など農工商に通じた人材を育成するコースを創設することとあると、このように書いている。

ただ現実問題としては学部の創設は、国の大学政策の現状から見て、一挙には困難な情勢であると言ってよいと。そこで実質的に、日本更には世界をリードするレベルを有した研究を既存の組織内で実施し、そこをコアとして組織改編をしていくことが望まれると。ゲノム編集技術は、植物工場と未来農業の生産技術の核となり得るので、より発展させることが必要だと。有益な結果を生み出し、それを事業化していくための全県的バックアップ体制を整えていくことが急務である。そして、大学、高専、県行政、企業、金融の各々の役割を総合的にコーディネートする計画が必要であるということが提言の1つ目で述べられております。

提言の2つ目は、地域経済を主目標とした経済学を研究する機能を具備させること。経済的観点から、新たな地域経済論が必要だと。これを徳島大学農工商連携センターのもう1つの目玉研究、核にしなければいけないと、こういうふうに書いてあります。

提言の3つ目は、植物工場の経営を、地域の農工業者を中心とする新たなビジネスモデルを徳島発として成功させることと。この農工商連携のための大学（学部）は、それらの問題に答えるための理論的、あるいは実質的センターの役割を果たせる存在であると期待できると、人材を集中させることが必要だと、こういうふうな視点で3点提言しております。

徳島県は、この西池さんの提言に対してどのような考えをお持ちかお聞きしたい。

峯本農村整備振興局長

先ほどの明許繰越しに関しまして、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

今回128億円と、委員がおっしゃるとおり非常に大きな額の繰越額を提案させていただいておるわけですが、これにつきましては、昨年度の補正、それから平成25年度の当初、そして今年度15カ月プラスアルファ予算としまして、26年度当初予算をぐっと前倒しした補正も含めて予算執行して、経済対策として切れ目のない公共投資をやっていくということで、実施させていただいているわけですが。

繰越額としては128億でございますけれども、1月末現在でございますが、もう既にこのうち57億につきましては契約をして、現場のほうが進んでおるといふところも御報告をさせていただきたい。

それから、繰越しの主な要因ということで、「計画に関する諸条件」という項目が非常に多いという御指摘をいただいたわけですが、財政上、繰越しにつきましては、要因が計画に関する諸条件とか用地の関係、設計に関する諸条件、補償処理の困難などの数項目に整理をされておるわけですが。その中で、特に地元の調整などに該当します「計画に関する諸条件」という項目に該当するところが非常に多いということで、このような結果の記載になっているということをお報告だけさせていただきます。

安芸農林水産技術統括本部長

長尾委員から、農工商連携センターを含む西池先生の論文に対する所感と申しますか、どういふふうな考えをお持ちかというふうなことで御質問を頂戴しています。

私のほうから、まずは農業大学校の関係なんですけど、農業大学校につきましては御案内のとおり、前身から含めて今年創立100年という時期を迎えたところでございまして、農業大学校の主な趣旨は農業の担い手を育成するという観点から、主に実践教育、専門的な教育をする組織として設立されたところでございます。近年、そうはいいましてということ、学生の皆さんの学歴をつけるということで専修学校化もさせていただいて、学歴に短大卒という位置付けもさせていただいたところでございます。しかしながら、基本的には実践教育を学ぶ組織として設立をしております。ただ近年は、6次化でありますとか、加工、経営、このような新たな部分も含めての教育を充実させた中で、学生さんに即現場で役立つ教育をさせていただいているところでございます。

また、徳島大学農工商連携センターにつきましては、石井の旧農業大学校の跡地の一部分の建物を県のほうからお貸しいたしまして、現在植物工場という形の中で、白いイチゴの栽培研究を進めておられるところでございます。

そういった中で、それぞれ役割を果たしながら研究を進めているところでございまして、西池先生並びに長尾委員のほうからもお話がございました、これに対する全体の所感という部分については、私のほうも実は、中四国で大学に農学部がないのは徳島県だけ、それについては是非実現したいという気持ちは当然でございます。

というのは、私どもがいろんな形の中で研究開発をやっていくのに、地元で農学部がないと連携が非常にやりづらい。例えば高知大学とか香川大学と連携しながらトマトの栽培研究をともにやろうとか、国の研究機関と連携しながらやるというふうな中で、地元大学に農学部があると、そういった研究を共同でやれるという新たな仕組みができて、国の競争的資金の獲得にも非常に有利に働く。そういった中心的な存在が1つは私どものセンターであり、また大学の農学部であろうと考えております。

そういった意味から、大学に農学部が設立されるということは、私どもとしても非常にプラスに働くと思っておりますので、そういった意味からこういった実現ができるように、私どもの立場で応援できる部分があれば積極的に応援させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

長尾委員

初めに繰越しについての説明の補足がありまして、現在57億が既にできているという話です。そういう話は、本当は部長の繰越しの説明の後に言ってくれば一番良かった。そうしたら、こういう質問を改めてする必要はなかったわけで、そこに丁寧さが足りないということを指摘しておきたいと思っております。

それから西池さんの提言について、今、安芸統括本部長のほうから、四国で農学部がないのは徳島だけであると、知事もその思いがあると。農学部があることによって国からのいろんな資金援助というか、そういうことも取りやすいという意味においては、徳島大学にはなかったけど新たに農工商連携センターができたことは評価できる。

その次の段階として、やはり是非農学部、それも従来の農学部がいいのか、農工商連携学部がいいのか分かりませんが、いずれにしても今本当に世界でもそうありますが競争の中で、この農に関する、あのIPS細胞みたいなすごい研究ができれば素晴らしいことだと思うんですけども、そういったことをやる機関が必要だし、そういうものがあれば人材も集まってくるという意味において、これは県としても、国へ提言したこの6次産業化の人材育成システムの構築という中で、是非本県に農学部ないしは農工商連携学部といったものの創設を改めて国に対して提言し、要望していくべきだと思いますが、この点について部長としての御意見を聞かせていただきたいと思います。

吉田農林水産部長

ただいま長尾委員から、農工商連携学部の設置につきまして、国のほうへ改めてまた提言すべきでないかという御質問、御提言をいただきました。本当に委員御指摘のとおりでございます。

本県のもうかる農林水産業が実現するためには、やはり6次産業化あるいは海外進出、こういったものを含めた高度な経営理念に基づきました実践教育が今後ますます重要になってこようかと考えております。

今までも、大学はもとより国立高等専門学校における農工商連携学部などの創設につきまして、国のほうへ提言してまいったところでありますが、今後とも改めまして、こうい

った提言を積極的に行ってまいりたいと考えているところであります。

長尾委員

今の部長の答弁にもありましたように、本県にとって大事な1次産業、さらに6次産業、これは全国、TPPじゃないけど世界とも競争していく中で、大変大事な視点だと私は思いますので、議会としても理事者をバックアップするような形で、できればまず当委員会で、国に対して農学部なり農工商連携学部といったものの創設を国に要望する意見書を私は上げたらいんじゃないかと思えますし、お隣からもそんな声がありまして、是非この委員会で、まずはできましたらちょっとその御意見を検討していただければありがたいかなと思えますがいかがでしょうか。

森田委員長

小休します。（10時51分）

森田委員長

再開します。（10時52分）

長尾委員

ただいま私が御提案させていただいたことに委員の皆さんが御理解いただき、感謝申し上げます。是非委員長、副委員長のほうで、国への意見書の文案等を御検討よろしくお願いしたいと思います。

それから最後に、私が平成3年に議員になってから、この数年は、徳島県の林業に関する取組というか事業が大変飛躍的に伸びているなあと実感しております。そういう意味では今度、豊かな森林を守る条例を議員提案で作ったこともありますし、そういう中で、この度、間伐及び間伐材利用の推進についてという、協力依頼の括弧付きで、林野庁長官から今年の1月8日に各知事宛てに文書が届いております。

そういう中で、林野庁における間伐材製品の利用拡大の取組事例ということで6つ出ていまして、1つは森林管理署、庁舎等を木造で整備するとか、執務室や会議室の机に間伐材を使用するとか、間伐材パルプを30%配合したコピー用紙を使用するとか、間伐材を使用した封筒、名刺、印刷物を使用するとか、会議等で間伐材を利用したカートカンを使用、カートカンの自動販売機を農林水産省7階に設置とか、間伐材パルプを10%配合した紙カップを使用した自動販売機を農林水産省地下1階に設置すると、こういうことを絵入りで、農林水産省から知事に対して通達が来ておるようでございます。

そういう中で最後に、この間伐材利用紙カップによる飲料自販機、農林水産省地下に新登場というチラシがあって、これを見ると、この紙カップに絵が描かれてあって、この絵は健康な森のリサイクルということで、ステップ①植える、ステップ②育てる、その下に下草刈り、枝打ち、間伐、ステップ③収穫する、上手に使うと書いてあって、大変分かりやすい紙カップになっております。そしてここに、「間伐は緑を育てる深呼吸」とか、「

木づかいニッポン」とか、こういうロゴマークなんかがついているわけです。

これ環境の特別委員会でも、私は環境教育にいいなと思ってるんだけど、この林野庁の通達に県として今どのように取り組んでおられるのか、また取り組もうとされているのか、ちょっと簡単に御報告いただければと思います。

阿部次世代プロジェクト推進室長

ただいま長尾委員から、間伐材をはじめとする県産材の利用拡大について、どのように取り組むのかという御質問でございますけれども、県におきましては平成25年4月から県産材利用促進条例を施行いたしまして、まずは県、市町村、こういうところの公共事業等におきまして、県産材を積極的に使っていくということで取り組んでおります。こういう中で、県におきましても市町村への補助であったり、こういうことをやっております。その一方で、公共土木事業におきましては、木柵であったり一部はガードレールであったりと、こういう取組もやっているところであります。

今ありました間伐材を使用したカップの自販機なんですけど、調べてみますと、11階の食堂の自動販売機に1つ入っています。ただ、このカップとは若干柄が違ったかと思えます。そういうことで、先ほどの通達等もございまして、まずは林業関係の施設で、そういう自動販売機を置けないかというところも検討させていただいたところがございます。

それで1つは、神山森林公園におきましては年間10万人余りの県民の方が来られるということで、そこでの設置の検討をしたんですけども、それはメーカー側といいますか自動販売機を置くほうからエリアがちょっと遠いというようなところがあって、ちょっと難しいかなということで、設置側のほうからお断りされた経緯がございます。

それともう1点は、森林組合関係の事務所とか、そういった所に置ければいいのではないかとこのところでも問合せをしたところ、その設置に際しては水道工事が要ったりとか、若干環境整備をしていかないといけないところもあるわけですが、このカップにもありましたように、間伐の推進でありますとか、県産材の利用につながるものでもありますので、今後、県産材の利用を含めて総合的に取り組んでいければというふうに考えております。

長尾委員

これで終わりにしたいと思いますが、今、一部こういったことを実際に検討していただいたという御報告がありました。徳島県豊かな森林を守る条例もできたということを機会に是非、県民の皆さんに間伐材の促進を訴えられる1つの手段として、どこか、本当は県庁なんかが一番いいんでしょうけど、いずれにしても県民の皆さんに県としての姿勢を少しでもPRできる、訴えられる、そういう取組を要望して終わりたいと思います。

岡本委員

できるだけ簡潔に伺います。

長尾委員からの繰越しの話なんですけど、峯本局長の答弁は非常に良かったと私は思いま

す。あれくらい言わないと分らんのですが、ただ、これはここで言えんことがいっぱいあるから、経済委員会の人にはかなり説明をしていただいたほうがいいとあえて申し上げておきます。

何でこんなことを言うかといいますと、これって平成25年、26年の14カ月予算と、15カ月プラスアルファを全部考えて説明せなあかんのよ。端的に簡単に言える話じゃないから。地元紙が書いているように、公共事業全体は40億円増えたって言よるけど、実質は78億円減っているんです、14とプラス15のあれで比較したら。当初予算で比較をしたら40億円増えとんよ。でも、さっき言った2つの予算でしたら78億円減って、実に事業費は148億円減とんです。

でも、何が言いたいかと言ったら、さっきの繰越しを持ってくると、25年と26年を見たら、26年のほうが本当は多いんです。ほとんど分かってない、皆さんは。新聞社も。これはちゃんと皆さんに説明してください。ここで言えんことばかりでは。もうこれ以上言いません。

もう一つ、代表で質問したことで、さっき見て気にかかったっていうか、いいのかなあ、良かったなあって思とんやけど、地籍調査って当初予算10億円にしてくれましたよね。6億6,400万円からすごい増えました。私が本会議で言ったのは、10億円くらいって言った記憶があるんですが、それって6億6,400万で8億幾らできるんよ。これは市町村に対する補助金だから。それで、10億円になったらどれだけになるのって本当は聞こうと思つたんやけど、大体分かったのもういいです。

ただ、さっきの委員会説明資料（その3）で見ていると、今年度に4億700万円をまた足してくれると、僕が見る限り、来年度は10億円なんだけど、今年度の補正予算でまた4億円足して、今年度も10億5,000万円になるんやなあって勝手に思ってるんです。

ところが、その10億5,000万円が、さっきの繰越しに来るんだけど、要するに4億9,500万円は現年度でやって、5億5,600万円が繰越しになる。ということは、26年度は15億5,600万円になるってことになるんやけど、合ったらいいけど、間違ったら言ってください。

川崎農村振興課長

地籍調査の今回補正を計上させていただいた部分と来年度の予算の関係ということなんですけれども、端的に言いまして、地籍調査については50%の国費が要ります。国費は確実に来年度10億円分を確保していかないかんというところで、25年度の補正も活用し、それから26年度の当初も活用する中で、基本的には26年度実施、10億円を確保するような予算の計上をさせていただいているということなんです。

岡本委員

苦勞していることは分かる。でも今の説明では、そのまま来年の今頃にその額が出てくるんやな。要するに10億円できるんやな、確実に。もうそれでいいわ。ただ、その1、その2、その3を見たら、そうはなってないよ。答弁としては、今は言ったらあかんことを

言ったよ。あれはなかったことにしたらいいと思うんだけど、それは来年2月の話であって、だから繰越し全部そうなんよ。県土もそうやけど、こんなややこしい予算はないし、本当分かりにくいです。

だからちょっと詳しく、違うところででも1回説明してもわらんと、今のは単なる例なので。この2カ年の予算は全てそうなんですよ。だから我々ももっと勉強せなあかんけど、皆さん方もきれいに説明ができれば困るので、そうしてください。

それでもう一回、これだけ答弁してください、これは簡単なことだから。要するに6億4,400万円だったら8億4,000万円できるでしょ。10億円の予算を組んだら、じゃあ全体の事業費としては幾らできるんですか。3倍って知事が言よるよね。3倍以上になると思うんやけど。

川崎農村振興課長

県予算で10億円を組まさせていただきますと、事業費ベースになりますと約13億円の事業が可能になります。

岡本委員

ありがとうございます。13億円だったら市町村長さん、皆喜びます。10億円とさせていただきますからね。まあそれはいい。非常に良かったなと思います。

もう一つ代表質問で言ったことで、小松島に関するナイスという工場が、実はおかげさまでかなり動き出して、物すごいタイトなスケジュールだったんですが、ずっとうまくいっているんです。

それで、今後のスケジュールとか時間の関係を端的でいいですから、ちょっとお願いします。

阿部次世代プロジェクト推進室長

ナイスグループの徳島製材工場の今の整備状況でございますけれども、平成25年9月4日に起工式を執り行いまして、鋭意整備を進めておるところであります。1月末におきまして、工場のメインとなります製材棟と加工棟の2つの建物がほぼ完成いたしました。2月から製材加工機械が導入されているところでございます。2月末の進捗といたしましては80%となっております。今後、管理棟、ボイラー室、外構工事などを実施いたしまして、5月の稼働に向けて準備を整えているところでございます。

岡本委員

5月にできるのは非常にありがたいんですが、この工場って、小松島なんでもっとPRせなあかんのやけど、すごいいい特徴があると聞いたんです。全国にないっていうか、そんな特徴があると思うんで。

阿部次世代プロジェクト推進室長

この工場の特徴といたしましては、全自動の製材加工機械を導入いたしまして、年間3万6,000立方メートルの丸太を消費することとなっております、県下では最大規模の工場となります。

一方で、製材する製品といたしましては、柱であったり、梁、桁ということで、住宅等の構造用材になります。こういうような物につきましては、その強度あたりがどうなっているのかというのが消費者から強く求められるところがございます、今回その強さを自動で計測して、また表示するシステムを県下で初めて導入することとなっております。

こういうところが特徴となっております。

岡本委員

ということは、木の強さが分かるんやね。それはすごい。強度が分かる。

それで、予定どおりというか、うまくいっているんで、やっぱり雇用が大事ですから、どのくらい雇用があって、もうじき5月だから、結構経済効果があると思うんやけど、その辺分かる範囲でいいです。

阿部次世代プロジェクト推進室長

ナイスグループの製材工場の雇用の関係でございますけれども、現在は2名の職員により、工場の整備とか木材の調達等々をやっております。

それで、新たに19名の方を全て県内から雇用されることになっておりまして、その19名の内訳といたしましては、工場で働く方が15名、事務に従事する方が2名、それと、そういう方々をサポートするというか、嘱託の職員の方が2名ということで、合わせて19名を新たに雇用されるということを聞いております。このうち2名につきましては、地元の小松島西高等学校の新卒者の方を採用されると伺っております。以上でございます。

岡本委員

今の時代ですから、19名というのはかなり多いです。多いんですけど、もうちょっと頑張っていたら、でっかいですから。小松島のあの辺に行くと、まさに全国の木の生産というか、そういう所が結構集まっているじゃないですか。もうちょっと頑張っていたら、もうちょっと雇っていただけたらありがたいなあと思ってしまうので、更に頑張ってください。

たまたま小松島西高校というのは、多分勝浦校もおるんだと思うんですが、利益誘導型っていうか、ちょうど小松島は今までなかなか何も来なくて、急にうまくできたので。あそこに行ったら、木材とか林のことは全部あるよと。それが小松島だよって。

そんなことなんで、長尾委員が言ってる飛躍、まさに飛躍を林で。前にも言ったかも分からんけど、株と同じくらい木は上がってます。すごいどんどん上がっているんで、上がってくるとなかなか木材を出してくれんようになるっていうのが人の心理なんですけど、しっかりそこは供給できるように、まさにナイスのところきちんと供給しないと困るので、杉本議長にもよく言っておきますので、そのこともお願いします。

もう後は質問しませんが、最初にちょっと言ったことなんですが、繰越しのことは、まさに長尾委員がおっしゃるとおりなんです。でも何回も言うけど、本当に2カ年の予算をちゃんとしてやっていただかないと分かりにくいんです。本当に分かりにくい。だけど、もう一度言うよ。178億円、本当に事業費は減っただけです、去年の14カ月と今年の15カ月プラスアルファっていうのは。だけど、この年度の3月31日までと26年度の方は、それだけ減ったにも関わらず26年度のほうが中身が多い。ただし来年3月までに全部した場合です。また来年3月にこういうことになったら話は別なんだけど、それがちゃんとできていないと、今年の12月の補正予算がうまくいかんのです。それを要望して終わります。

来代委員

何かもう頭のいい、数字ばかりで、私はまた違う意見があるんです。私は簡単にいきます。

この表から見たら、元々361億7,744万円というのが農林水産部の当初予算。そして、128億円も繰り越したということは、3分の1残ったっていう計算になる。いいですか。そして3分の1残ったのをおかしいと言えば、57億円を1月の末に出したと言う。じゃあ、57億円を出したからと言って、消化したことにはならん。今の経済情勢、この世の中の情勢で、土木建築業の人が今すんなりと取れる状態ではない。すんなりと取れる状態でない時代を作ったのは、あなた方県の責任だ。県庁がそういうふうにならなくてやめた。

だから、57億円出したから心配ないって言うんなら、この57億円は何月をもって消化できるのか。そして、残った20%の71億円は、いつ発注して、いつ終わるのかははっきりとすぐに目標を決めて教えてください。数字で言うならこういう数字になるって。

森田委員長

小休します。（11時55分）

森田委員長

再開します。（11時57分）

来代委員

いいですか。今のような簡単な質問に答えられるくらいの行政マンでなければいかんということ胸に秘めとってください。

次に、今、マスコミでもPM2.5やら言われています。それと黄砂も来ています。そしてまた、花粉症の花粉も飛んでいるんです。昨日のテレビとかいろんな新聞を見とったら、外へ出るな、歩くな、外出を控えろ、そういう生活できんようなことを平気で言よるわけなんよ。歩くなかって言っても歩かんわけにいかん。幼稚園やって保育所やって、うちの孫やって幼稚園で外で遊ばせてもらえん。子供は歩くなかって勝手に言う。

いいですか。これだけ大気汚染の心配があるんだったら、農産物には一体影響はあるんですか、ないんですか。これをはっきりさせんと、ようけ物は食べさせたらいかん。この

頃、幼稚園と保育所へ行ったら、アトピーやら皮膚炎が増えてきたっていうのが、父兄会でまことしやかに流れている。みんな困っとんですよ、食べていいやら悪いんやら。そこをはっきりしてくれませんか。

貞野安全安心農業室長

PM2.5に関しましては、非常に細かい微粒子で、吸い込むと体に悪いという報告はありますが、それを食べてということに関しては、今のところ報告はございません。

食べてではなく、肺に入ると危険なんだと。

来代委員

だから、皆さんのこういうところで発表してくれる計画は物すごい立派なんです。しかし、本当に細かいことに、かゆい所に手の届くような行政が全然なされていないんです。

もう委員会最後になりますけど、また来年も経済委員会に残してくれって森田次期議長さんに頼んだって来れるかどうか分かりませんが、もしも残ったら、今度はきめの細かい答弁ができるようなことを望んでおいて終わります。

森田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第65号、議案第80号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間終始御熱心に御審議を賜り、また、委員会の議事運営に格段の御協力をいただきましたことを深く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに委員各位の御協力の賜であると心から感謝申し上げます。

また、農林水産部の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の農林水産行政の推進に反映されますよう強く要望させていただきます。

終わりに当たりまして、報道関係者各位の御協力に対しましても深く謝意を表する次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍されますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

吉田農林水産部長

ただいまは森田委員長さんから御丁寧な御挨拶を賜りまして、誠にありがとうございました。

森田委員長さん、笠井副委員長さんはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間本当に本県農林水産業の発展のため終始御熱心に御審議を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

我々職員一同、委員の皆様方から頂戴いたしました数々の意見、御提言を十分肝に銘じまして、今後のTPPをはじめとするグローバル化への対応、あるいは災害、被害に強く、環境に優しい農山漁村の実現に向け、今後なお一層の努力をしまいたいと、このように考えておりますので、今後ともどうか御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員各位の御健勝とますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

森田委員長

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時47分）